

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が土曜日又は
祭日のときは、
その翌日)

目 次

◇ 告 示 相互救済事業に係る昭和五十九年度の経営状況

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定

開発行為に関する工事の完了

建築基準法による聴聞

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇ 公安告示 遊技機の型式の認定

告 示

鳥取県告示第百二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の第二項の規定に基づき、財団法人都道府県会館から同条第一項に規定する相互救済事業に係る昭和五十九年度の経営状況の通知があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和59年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況

1 事業実績

(1) 火災共済

加入団体 47都道府県ほか8団体

共済責任額 2,069,856,328,000円

共済基金分担金(解約返戻金差引後) 812,677,882円

被災件数 38件

被災棟数 46棟

災害共済金 159,363,145円

損害率 19.6%

(2) 自動車損害共済

加入団体 13県ほか3団体

加入台数 961台

共済責任額 12,387,479,180円

共済基金分担金(解約返戻金差引後) 9,137,290円

事故件数	11件	資産増加額	556,251,000円
災害共済金	1,008,494円	前期繰越増減差額	6,337,104,419円
損害率	11%	増加額合計	6,893,355,419円
2 収支計算		イ 減 少	
(1) 収支計算の部		資産減少額	53,870,856円
ア 収 入		減少額合計	53,870,856円
事業収入	830,473,438円	ウ 前期繰越増減差額	6,839,484,563円
繰入金収入	44,190,000円	エ 剰余金合計	9,059,293,936円
雑収入	502,105,673円		
返還金収入	18,475,788円		
前期繰越収支差額	2,439,063,182円		
収入合計	3,834,308,081円		
イ 支 出			
管理費	92,172,758円		
事業費	180,405,950円		
配分金	613,231,000円		
諸支出金	172,438,000円		
固定資産取得支出	0円		
積立預金支出	556,251,000円		
予備費	0円		
支出合計	1,614,498,708円		
ウ 次期繰越収支差額	2,219,809,373円		
(2) 正味財産増減計算の部			
ア 増 加			

鳥取県告示第百二十二号

倉吉市越殿町一四〇九倉吉市農業協同組合が行う土地改良事業に係る梓谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十三日から二十日間
縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十三号

日南町が行う土地改良事業に係る市場地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場
四・異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十四号

青谷町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業奥崎（西山農道Ⅱ期）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十五号

北条町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業曲地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十六号

溝口町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業富江（添谷水路）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十七号

青谷町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業奥崎（西山農道）地区農道整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十一年二月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
青谷町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和六十年十一月二十七日鳥取県指令受都計三第十号
 - 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市数津字崩レ澤
 - 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市国安八三
西村繁紀
- 鳥取県告示第百二十九号**
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第九項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第十項の規定により告示する。

昭和六十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 聴聞の日時及び場所

昭和六十一年二月十七日午前十時三十分から
鳥取市東町一丁目二二〇鳥取県庁本庁舎第三会議室
二 事案の内容

建築基準法第四十八条第八項ただし書の規定により、工業専用地域内における次の建築物の建築の許可をしようとするものである。

- 1 申請者
鳥取市秋里三四二一二
第一ホンダ販売株式会社
代表取締役 今井 勇
- 2 建築物の位置
鳥取市秋里二一七
- 3 建築物の用途
自動車修理工場併用展示場
- 4 工事種別
新築
- 5 建築物の構造
鉄骨造二階建て
- 6 建築物の面積
建築面積 三五六・三九平方メートル
延べ面積 四一〇・四一平方メートル

鳥取県告示第百三十号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取

県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

昭和六十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表中

渡農業協同組合	本所	境港市渡町	株式会社山陰合同銀行境港支店
外江町農業協同組合	本所	境港市外江町	株式会社山陰合同銀行外江支店
上道農業協同組合	本所	境港市上道町	株式会社山陰合同銀行境港支店
余子農業協同組合	本所	境港市竹内町	株式会社山陰合同銀行境港支店

を

境港市農業協同組合		株式会社山陰合同銀行境港支店
本所	境港市渡町	
外江支所	境港市外江町	
上道支所	境港市上道町	
余子支所	境港市竹内町	

に改め、

同表の鳥取県信用漁業協同組合連合会の項中

株式会社山陰合同銀行境港支店

を

株式会社山陰合同銀行境本町支店

に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年二月十二日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類				型 式	製 造 業 者 名
		ハリヤーⅠ		株式会社大一商会	
		ハリヤーⅡ			
		スーパー七パートⅢ			
		ドッグファイト			

ぱちんこ遊技機

回胴式遊技機

バスター	株式会社ソフィア
ロイヤル	株式会社三洋物産
ハイパー七	
バッキンガムⅡ	株式会社三洋物産
フラッシュスター	
キャンパス	株式会社三洋物産
マッシュ	
ニュービッグドン	豊丸産業株式会社
ビッグドンP三	
スーパーカー	株式会社ニューギン
スターライナー	
ベースボール	京楽産業株式会社
プラネット	
	山佐株式会社